

瑞穂町栗原地区

区画整理だより

第 2 号 平成19年 5月17日発行

瑞穂町栗原土地区画整理組合設立準備会

会 長 関 根 藤 男

新緑の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

また、当設立準備会に対しましては、日頃よりご理解とご協力を頂き、ありがとうございます。

平成19年度を迎えまして、組合設立へ向けた準備もより具体的な内容となってまいります。今回のたよりでは、平成19年度の委託業務をお知らせするとともに、平成18年度に行われた委託業務についてのご報告をいたします。

最後に、当準備会では適切かつ円滑な運営のため、規約を作成いたしましたのであわせてご報告いたします。



平成18年度委託業務

たより第1号でお知らせしたとおり、平成18年度に委託契約をした以下4業務については予定どおり完了しました。

1. 権利調査
2. 現況測量
3. 環境影響評価
4. オオタカ等猛禽類調査

平成19年2月15日、自然保護条例に関連し東京都の担当職員の方が、区画整理予定区域を訪れ現地踏査を行いました。当日は、町担当職員、コンサルの他、準備会からも出席をし、同行しました。

～現地踏査の様子～



今年度（平成19年度）の委託業務

1. 現況測量（その2）・・・大和測量（株）
事業施行予定区域の周辺（概ね50m程度）を含めた範囲で地形、建築物、土地利用状況などを調査・測定し、現況図を作成します。
2. 環境影響評価（その2）・・・（株）ポリテック・エイディディ
調査計画書に基づき、現地調査を行い評価書（案）を作成します。
3. オオタカ等猛禽類調査（その2）・・・（株）ポリテック・エイディディ
昨年度に引き続き、現地調査を行います。
4. 基本計画・・・大和測量（株）
今まで行ってきたA調査、B調査での計画テーマや整備課題を受け、より詳細な設計や関係機関との協議を行います。
この基本計画を策定する中で、皆様のご意見をお聞かせ願いたく、全体説明会の開催を予定しています。
5. 事務委託・・・大和測量（株）
準備会等の運営を行います。

上記作業の為、区内及び地区周辺の土地に立入ることがあります。なお、土地に立入る者については、準備会発行の身分証明書を携帯しております。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

一口メモ

◇ 組合施行の区画整理と組合員 ◇



この栗原地区で行おうとしているのは、組合施行による区画整理事業ですが、これは7人以上の発起人が定款及び事業計画を定め、組合の設立について都道府県知事の認可を得ることにより、施行する事業です。

では、組合が設立されるとどのような人が組合員となるのでしょうか？

土地区画整理組合の組合員は、施行地区内の土地について所有権又は借地権（未登記の借地権については申告した者）を有するものは、すべてその組合の組合員になり地権者が自主的に組合を組織して事業を行うものです。

【問い合わせ先】

瑞穂町役場 都市計画課 区画整理係

電話：042-557-7663